

保険・年金 フォーカス

ドイツの生命保険監督を巡る動向(2)

—BaFin の 2019 年 Annual Report より (生命保険会社の監督及び業績等の状況)—

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

[前回のレポート](#)では、ドイツの保険監督官庁である BaFin (Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht : 連邦金融監督庁) の 2019 年の Annual Report¹の「スポットライト (Spotlights)」の章に記載されている項目の中から、主として生命保険の監督に関するトピックについて報告した。

今回のレポートでは、Annual Report の「Ⅲ. 監督」の章の「2. 保険会社及び年金基金」に基づいて、ドイツの生命保険会社の監督及び業績等の状況について報告する。

2—保険会社のリスク分類

1 | 保険会社のリスク分類

BaFin は、保険会社をいかに緊密に監督するかを定義するために使用するリスククラスに、監督する保険会社を分類して割り当てている。保険会社は、市場への影響と品質を反映する 2 次元マトリックスを使用してクラスに割り当てられる。生命保険会社や年金基金の市場への影響は、それらの総投資に基づいて測定され、健康保険会社、損害保険会社、再保険会社に関連するパラメータは、保険会社の総保険料収入となっている。

市場への影響は、「非常に高い」、「高い」、「中間」、「低い」の 4 段階のスケールで測定される。保険会社の質は、純資産、財政状態及び経営成績、成長と管理の質という要因の評価に基づいている。

BaFin は、保険固有の（主に定量的な）指標を使用して最初の 2 つの要因を評価し、定性的基準を使用して管理の質を評価している。評価システムは、個々の要因の評価を加算して、「A」（高品質）から「D」（低品質）までの 4 段階のスケールで全体的な評価を形成している。

2 | リスク分類の結果

2019 年 12 月 31 日時点のデータに基づく評価は、以下の通りとなっている。

¹ https://www.bafin.de/EN/PublikationenDaten/Jahresbericht/jahresbericht_node_en.html

BaFin は、リスク分類の目的で、保険会社の約 74%を高品質の範囲である「A」又は「B」に分類した。品質上位格付の会社の割合は前年度と同水準で推移した。「B」と評価された会社の数がわずかに増加すると同時に、「C」と評価された会社の数は減少した。過去数年と同様に、BaFin は、市場関連性が高い又は非常に高い保険会社を低品質の会社としては評価しなかった。

保険事業の種類毎にみると、前年と比較して、健康保険会社又は損害保険会社においては大きな変化はなく、2018 年の報告年度における高品質ブラケットの会社の割合は、損害保険会社では 80%を越え、健康保険会社では 70%を超えたままだった。

一方、生命保険会社は悪化し、2019 年には、「C」の格付けを持つ生命保険会社の割合は 2018 年よりも高くなった。同時に、「B」と評価された生命保険会社の割合は減少した。生命保険会社の大多数は、2019 年に再び中品質の範囲に分類された。

2019 年に「B」格付けの年金基金の割合が増加した。「A」と評価されたこのセグメントの事業の割合も同時に減少した。再保険会社に言及する価値のある変更はなかった。BaFin は、約 79%を「A」又は「B」と評価した。

なお、2019 年に分類された保険会社及び年金基金の数は、前年度と同様にわずかに増加した。

3 | 保険グループのリスク分類

BaFin は、個々の保険会社に関連するリスクを分類するだけでなく、2019 年のグループレベルでのグループ監督に責任があるソルベンシー II の対象となる全ての保険グループも分類している。

個々の会社の分類結果の純粋な数学的な集計とは対照的に、この品質評価では、利益移転や管理契約などの追加の定性的及び定量的なグループ固有の入力を使用する。年間のグループレベルのリスク分類は、保険グループの監督の重要性の高まりを反映しており、ソルベンシー II の導入により更新及び拡張された。したがって、BaFin のグループレベルのリスク分類から得られるデータは、重要な付加価値を生成し、グループの全体的なポジションに関する集約された情報を提供している。

3—2019 年の生命保険会社の事業結果

2019 年の生命保険会社の事業結果の概要は、以下の通りである。

1 | 契約動向

2019 年の元受生命保険新契約は、約 510 万件で前年並みとなった。同時に、新契約価値の総額は、前年の 2,785 億ユーロに対して、1.2%減少して約 2,751 億ユーロとなった。

定期保険が新契約総数に占める割合は、37.5%から 32.8%に減少した。

同期間に、年金及びその他の保険契約のシェアは、53.8%から 58.5%に低下した。養老生命保険契約の割合は 8.7%で前年と変わらなかった。

生命保険契約の早期解約（払戻し、払済契約への転換及び早期終了の他の形態）は、前年並みの 220 万件、早期に終了した保険契約の保険金総額は 1,047 億ユーロだった。

2019 年末には、前年の 8,300 万件と比較して、若干減少して、合計約 8,240 万件の元受生命保険契約があった。対照的に、保険金額は 2.9%増加の 3 兆 2,240 億ユーロだった。定期保険契約は、契約

件数が 1,280 万件から 1,270 万件へとわずかに減少したが、保険金総額は 8,157 億ユーロから 8,536 億ユーロに増加した。年金及びその他の保険契約は、近年の好調な傾向を続けており、契約数のシェアは 55.8%から 57.3%に増加し、保険金総額のシェアは 57.4%から 58.4%に上昇した。

ドイツの生命保険会社の元受保険契約に係る総保険料は、前年の 874 億ユーロから大幅に増加して、976 億ユーロとなった。

2 | 投資動向

総投資額は、9,492 億ユーロから 9,854 億ユーロへと 3.8%増加した。一方で、2019 年末の正味含み益は、金利低下の結果、前年の 1,055 億ユーロに対し、1,810 億ユーロに増加した。これは、総投資の 18.4%（前年は 11.1%）に相当している。

暫定的な数値では、2019 年の平均純投資収益率は前年の 3.6%から 3.9%に増加した。純収益率が増加した理由の 1 つは、追加責任準備金（Zinszusatzreserve : ZZR）の積増と、結果として生じる投資評価準備金の実現益化によると考えられている。

3 | 将来予測

BaFin は、2019 年に生命保険会社の将来予測を行った。BaFin は、この予測を使用して、2 つの異なる資本市場シナリオが、現在の会計年度の保険会社の業績にどのように影響するかを分析した。

予測の分析は、生命保険会社が契約上の義務を満たすことができるのと BaFin の評価を確認した。ただし、低金利環境が持続し、さらに悪化する場合は、会社の経済的ポジションがさらに悪化すると予想される。したがって、BaFin は、早期の段階で、継続的な低金利環境で、将来を見据えた重要な方法で、将来の金融進展を分析することを確実にするために、保険会社を引き続き注意深く監視し続ける。生命保険会社が適切な措置を適切な時期に導入し、関連する準備を行うことが不可欠である。

注釈

生命保険予測

2019 年 9 月 30 日の参照日時点での予測は、生命保険会社に対する低水準の金利の中長期的な影響の調査に焦点を当てていた。この目的のために、BaFin は 2019 会計年度及びその後の 14 会計年度のドイツ商法（Handelsgesetzbuch）に基づく予測財務パフォーマンスに関するデータを収集した。BaFin は、新規投資及び再投資は、固定金利（金利 0.5%）投資のみで行われたと仮定した。2 番目のシナリオでは、生命保険会社は、個々の会社計画に従って、新規投資と再投資及び資本市場のパフォーマンスをシミュレートできた。

4—ソルベンシー II による SCR 比率等の結果数値の概要

2019 年 12 月 18 日、EIOPA は、Omnibus II 指令でソルベンシー II に認められた長期保証 (LTG) 措置及び株式リスクの措置に関する報告書を公表した。

報告書は、保険者がどのように参照された措置を適用しているかを説明している。保険会社のソルベンシー状況に対する措置の効果に加えて、保険契約に基づく受益者の利益の保護、保険商品の利用可能性、保険会社の投資行動及び金融市場の安定性等について取り扱っている。

さらに、この報告書には、個々の措置が異なる市場で使用されている程度に関するデータが含まれている。保険会社がソルベンシー及び財務状況報告書（SFCR）において公表した LTG 及び株式リスク措置の適用に関する情報の分析も、報告書の一部を構成している。

これらの具体的な内容については、[「EU ソルベンシーII における LTG 措置等の適用状況とその影響 \(1\) – EIOPA の 2019 年報告書の概要報告 –」](#) (2020.1.24)、[「EU ソルベンシーII における LTG 措置等の適用状況とその影響 \(2\) – EIOPA の 2019 年報告書の概要報告 –」](#) (2020.1.29)、[「EU ソルベンシーII における LTG 措置等の適用状況とその影響 \(3\) – EIOPA の 2019 年報告書の概要報告 –」](#) (2020.2.3)、[「EU ソルベンシーII における LTG 措置等の適用状況とその影響 \(4\) – EIOPA の 2019 年報告書の概要報告 –」](#) (2020.2.7) 及び [「EU ソルベンシーII における LTG 措置等の適用状況とその影響 \(5\) – EIOPA の 2019 年報告書の概要報告 –」](#) (2020.2.13)、[「EU ソルベンシーII における LTG 措置等の適用状況とその影響 \(6\) – EIOPA の 2019 年報告書の概要報告 –」](#) (2020.2.19)、で報告しているので、これらのレポートを参照していただきたい。

以下では、ドイツの生命保険会社の状況を報告する。

1 | 内部モデル及び各種措置の適用状況

2019 年末の報告日時点で、BaFin の監督下にある 83 の生命保険会社のうち 82 社がソルベンシーII の対象になっていた。また、2019 年末のソルベンシー資本要件（SCR）を計算する目的で、82 の生命保険会社のうち、72 社が標準式を採用し、10 社は（部分）内部モデルを使用した。いずれの生命保険会社も会社固有のパラメータを使用しなかった。

なお、2018 年末の SCR 計算においては、84 社のうち 73 社が標準式を使用し、11 社が（部分）内部モデルを使用していた。

82 の生命保険会社のうち、48 社が保険監督法第 82 条に従いボラティリティ調整を適用し、かつ保険監督法第 352 条に基づく技術的準備金の移行措置を適用した。この数値は 2018 年末の 44 社に比べて 4 社増加している。8 の生命保険会社は、技術的準備金の移行措置のみを適用し、8 社は、唯一の措置としてボラティリティ調整を使用した（2018 年末は、それぞれ 10 社、10 社であった）。1 つの会社は、保険監督法第 351 条に従って、リスクフリー金利の移行措置、即ち移行割引曲線を、ボラティリティ調整との組み合わせで適用した。

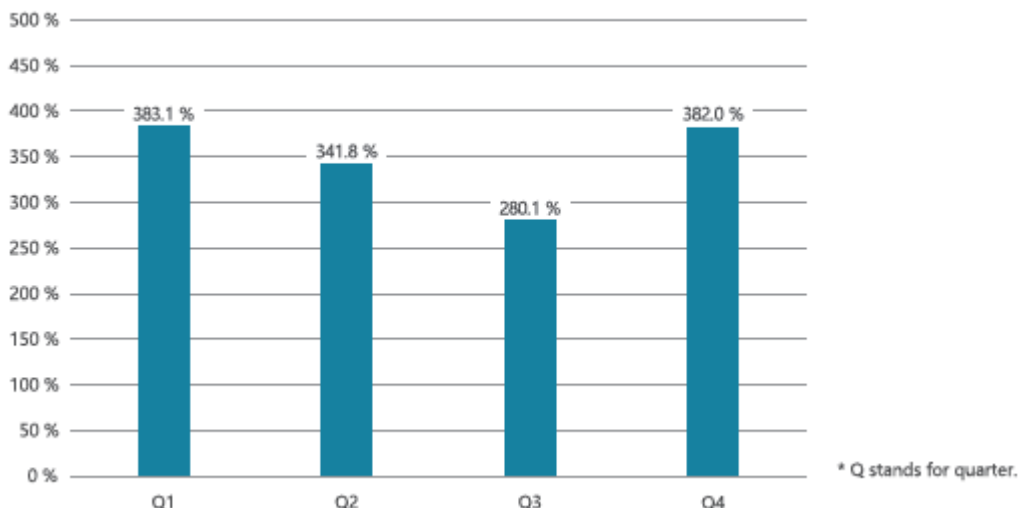
結果として、57 の生命保険会社がボラティリティ調整を適用し、56 の生命保険会社が技術的準備金の移行措置を、1 つの生命保険会社が移行割引曲線を使用した。

2 | SCR 比率の状況

全ての生命保険会社は、2019 年 12 月 31 日現在の適切な SCR カバレッジを報告することができた。保険監督法第 45 条に基づく中間（四半期）報告の要素が免除されていない会社の SCR 比率（セクターの SCR に対するセクターの適格自己資本）は、前年の 448.3% に対して 383.0% となった。

以下の図表は、期間にわたる中間報告義務の対象となる生命保険会社の SCR 比率の進展を示している。

Figure 6: Development of SCR coverage ratios



(出典) BaFin Annual Report 2019

3 | SCR の構成

2019年12月31日現在、中間報告の対象となる生命保険会社のSCRは、前年末の269億ユーロに対し、347億ユーロに増加した。総基本SCRで測定したところ、2018年に中間報告義務の対象となった標準式を適用した会社の資本要件の平均70%は、市場リスクに起因していた(分散効果を除く)。さらに、保険引受に関連するSCRの重要な部分は、生命(34%)及び健康(25%)保険の引受けリスクであった。対照的に、カウンターパーティデフォルトリスク(2%)は一般的にそれほど重要ではなかった。総基本SCRを下げる分散効果がまだ含まれていないため、引用したパーセンテージは100%を上回る。分散効果は31%に達した。

カバーすることが要求されるSCRは、その他の変数を考慮して、総基本SCRに基づいて計算される。これに関連して、技術的準備金(75%)及び繰延税金の損失吸収効果(7%)が減少し、オペレーショナル・リスク(3%)はわずかに増加した。

4 | 自己資本の構成

中間報告の対象となる生命保険会社のSCR適格自己資本は、2019年12月31日現在で1,314億ユーロに達した。前年末において、自己資本の98%が基本自己資本により計上され、補助自己資金によるものは2%だった。適格自己資本の97%は、最も高いクラスの自己資本(Tier 1)に帰属し、残りの大部分は2番目に高いクラス(Tier 2)に帰属していた。平均して、調整準備金は業界の自己資本の65%を占め、剰余金は29%を占めた。報告日のその他の注目すべき要素は、発行プレミアムを含む株主資本(4%)及び劣後債務(2%)だった。

5 | 改善措置

移行措置を適用し、その措置なしではSCRを十分にカバーできない会社は、保険監督法第353条(2)に従って改善計画を提出しなければならない。計画では、十分な自己資本を生み出し、リスクプロファイルを減らすために計画された措置の段階的な導入を説明しなければならない。遅くとも2031

年 12 月 31 日の移行期間の終了時までには、移行措置を用いることなくソルベンシー資本要件の遵守が保証されるように、会社は十分な自己資本を生成するか、リスクプロファイルを削減するために計画された措置の段階的な導入を設定する必要がある。

報告日において、26 の生命保険会社が、移行措置なしでは適切な SCR のカバレッジを保証することができなかったため、改善計画を提出する必要がある。BaFin は、SCR が遅くとも移行期間の終了後に、長期的に遵守されることを確実にするために、これらの会社に密接に関与している。関連する会社は、移行措置を適用しないで適切な SCR カバレッジが回復したとしても、年次進捗報告書における措置の進展段階についてコメントする必要がある。

6 | 裁量配当の進展

殆どの生命保険会社は、低水準の金利の継続を考慮して、2020 年の裁量配当の 2019 年レベルを適度に引き下げている。養老保険の市場で利用可能なタリフの現在のトータルリターン、つまり保証された技術的金利と利子剰余の合計は、セクター全体で平均 2.2%であり、この数字は、2019 年と 2018 年の両方で 2.3%だった。

7 | 追加責任準備金 (ZZR) の進展

2011 年以降、生命保険会社は、将来の投資収益の減少と、高額のままである保証義務に備えるために、追加責任準備金 (Zinszusatzreserve : ZZR) を構築する必要がある。2019 年のこの費用は、93 億ユーロを超えた。したがって、2019 年末の累積 ZZR は、752 億ユーロに達した。ZZR の計算に使用された参照金利は、2019 年末の時点で 1.92%だった。

5—その他

以上に加えて、「V. BaFin について」の「5. コミュニケーション」の「プレス照会」の中で、低金利環境の継続に関して、以下の記述が行われており、この問題がメディアの注目を浴びていたことが触れられている。

また、生命保険会社においては、Generali の生命保険子会社の Viridium AG への売却に関連して、ランオフが大きな関心の的になっていたと述べられている。

持続的な低金利

低金利環境における銀行の状況は、2019 年に再びメディアからかなりの注目を集めた。とりわけ、銀行が顧客にマイナスの利子率を渡す権利があるかどうか注目が集まった。

2019 年のメディアにとってもう 1 つの重要なトピックは、年金基金の状況だった。年金基金は、そのポートフォリオがほぼ完全に生涯にわたって実行され、場合によっては高額の支払いが行われる年金保険契約で構成されるため、低金利の長期化により特に大きな打撃を受けた。ジャーナリストは基金の財務状況と、特に強化された監督に関して、計画されているかすでに取られている監督上の措置に興味を持っていた。給付を削減する決定は、特定の年金基金、つまり Pensionskasse der Caritas VVaG、Kölner Pensionskasse VVaG と Deutsche Steuerberater-Versicherung - Pensionskasse des steuerberatenden Berufs VVaG に国民の注目が集まった。

生命保険会社も金利の低さのために引き続き大きな課題に直面しており、これもジャーナリストの関心を集めた。中心的な問題は、金利の新たな低下がカバー状況と事業の収益性に及ぼす影響だった。Generali Lebensversicherung AG が Viridium AG に売却された結果、しばらくの間、ランオフはメディアの関心の中心的なトピックとして戻ってきた。徹底的な検討の結果、BaFin は、保険契約者の利益が取引において適切に保護されており、したがって、それを禁止する根拠がないことを確認した。

6—まとめ

以上、今回のレポートでは、BaFin の 2019 年 Annual Report の「Ⅲ. 監督」の章の「2. 保険会社及び年金基金」に基づいて、ドイツの生命保険会社の監督及び業績等の状況について報告してきた。Annual Report の「保険会社及び年金基金の監督」の章のうちの「2. 実際の監督 (Supervision in practice)」に基づいて、ドイツの保険会社の監督及び生命保険会社の状況について報告してきた。

ドイツの生命保険会社は、引き続き低金利環境の中で、これまで ZZR の積立や新契約の保証利率の引き下げ、さらには保障性商品や固定保証利率を有さない商品へのシフトを進めることにより、健全性維持のために着実な対応を進めてきている。ただし、マイナス金利のさらなる進展等で、生命保険業界を巡る状況は、引き続き楽観視できないものとなっており、今後とも注意深く監視していく必要がある状況にある。

超低金利環境の継続をはじめとして、日本と類似した環境下にあるドイツの生命保険会社を巡る状況に関しては、日本の生命保険業界関係者にとっても極めて関心の高い事項であることから、その監督を巡る動向については、今後とも引き続き注視していくこととしたい。

以上